

進路通信

福山市立幸千中学校

進路通信

3学年 進路

2024年（令和6年）1月19日（金）

【広島県公立高等学校入学者選抜における留意事項】

◆検査当日にインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に罹患した（治療期間も含む）場合について◆

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に検査当日罹患した（治療期間も含む）としても、原則、特別措置（別室受検等）により当日受検になります。医師に感染症の診断された場合（検査前日も含む）には速やかに中学校へ連絡して下さい。

以下に、広島県教育委員会「やむを得ない事由による欠席者の取り扱い」に関する記載を載せません。確認をお願いします。

公共交通機関の乱れによる遅刻（※1）やインフルエンザの罹患等による体調不良については、これまでと同様に特別措置（※2）により受検することとする。また、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、今年度から、新型コロナウイルス感染症の罹患等による体調不良についても同様に扱うこととしている。

なお、一次選抜において、検査当日の特別措置によっても対応できず（※3）、やむを得ず欠席した者のうち、欠席した事由を証明する書類により志願先高等学校長が審査し、正当と認められた場合に限り、追検査（※4）を受検することができる。

追検査は欠席者に受検機会を与える救済措置として実施するものである。新型コロナウイルス感染症やインフルエンザに罹患していたとしても、原則、特別措置により検査当日に受検するもの（※5）であり、追検査と特別措置による受検のどちらかを選択できるものではない（※6）ことに留意をすること。

志願者及び保護者の誤解により、検査当日に欠席することがないように留意（※7）すること。

※1）交通事故に伴う交通渋滞により遅刻した場合には追検査の対象になりません。

基本的には、公共交通機関で試験会場へ行くようにして下さい。

※2）「特別措置」とは、別室受検等を含む受検方式となり、特別措置願を中学校より受検校へ提出し行います。

※3）検査当日に大規模災害により罹災等のやむを得ない事由により、特別措置によって対応できない場合を指します。

※4）「追検査」の内容は、高等学校により異なります。

※5）上記の感染症に罹患したとしても、原則検査当日に受検となります。検査前日に発熱し、その日の夕方に診断が出て、検査当日が治療期間に含まれる場合も同様に特別措置により、検査当日の受検となります。

※6）追検査の受検の可否は、高等学校により判断されます。

※7）新型コロナウイルス感染症に関しては、特別措置をもってしても対応できない場合には、志願先高等学校の判断により追検査を受検することができます。